

第3次かすみがうら市総合計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

かすみがうら市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第3次かすみがうら市総合計画策定支援業務(以下「本業務」という。)を策定するものである。

2. 業務の概要

(1)業務名

第3次かすみがうら市総合計画策定支援業務

(2)内容

別紙「第3次かすみがうら市総合計画策定支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3)委託期間

契約日の翌日から令和9年3月末日まで

(4)委託料上限額

18,792,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

3. 選定方法

プロポーザルの方式は公募型とする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。なお、契約締結までの間に、各項に定める参加資格の要件を満たさなくなつた場合は、資格を失うものとする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っている者でないこと。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条

例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

- (4)国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5)過去5年間において、同種の業務(総合戦略や総合計画等)に携わり、完遂した実績があること。
- (6)別紙の仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

5. スケジュール及び提出資料

①公募開始	令和8年2月2日(月)
②質問書提出期限	令和8年2月12日(木) 午後5時まで
③質問回答	令和8年2月17日(火)(予定)
④参加意向申出書・事業者提案書・類似契約業務実績書の提出期限	令和8年2月20日(金) 午後5時(必着) ・参加意向申出書 ・事業者概要書(様式第1号) ・類似契約業務実績書(様式第2号)
⑤企画提案書等の提出	令和8年2月24日(火)～3月6日(金) 午後5時(必着) 【提出資料】 ・実施体制調書(様式第3号) ・企画提案書(任意様式) ・業務工程(任意様式) ・見積書(任意様式)
⑥プレゼンテーション	令和8年3月10日(火) PM予定 ※詳細な時間については追って連絡します。

⑦結果通知	令和8年3月17日(火)までに電子メールにて連絡
⑧契約締結	令和8年3月下旬

※質問書及び参加意向申出書については、「いばらき電子申請・届出サービス」(市 HP 参照)によりお申し込みください。企画提案書の提出方法については、「7. 企画提案書の提出方法」をご参照ください。

6. 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、指定の「質問書」に必要事項を記入し、期限内に提出してください。

7. 企画提案書の提出方法

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類を持参又は郵送により提出してください。なお、提案は1事業者につき1つの提案に限ります。

(1)提出期間

令和8年2月24日(火)～3月6日(金) 午後5時(郵送の場合は必着)

(2)提出書類 ※以下の①から④を各15部作成すること。

- ①企画提案書……任意様式
- ②実施体制調書…指定様式(様式第3号)
- ③業務工程………任意様式
- ④見積書……………任意様式(積算内訳含む)

8. 提出先

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461
かすみがうら市 総務企画部 経営企画課

9. 審査方法

審査は、第3次かすみがうら市総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会で行い、評価が最も優れている事業者を選定するため、プレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、業務責任者となる方は必ず出席してください。プレゼンテーションの時間は20分以内で、その後に質疑応答（10分程度）を行う予定です。

(1)評価

- ①審査委員会が、プレゼンテーションによる説明を受け、別紙「評価基準」に基づき評価を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定。
- ②点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、審査委員会の評決による
- ③契約予定事業者が何らかの理由により契約を行なえなかった場合は、次点の者を契約予定事業者とする。

(2)審査結果

審査結果は、令和8年3月17日(火)までに参加した全ての事業者に電子メールにて通知します。

(3)その他

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などによる説明は不可とします。ただし、説明用としてのパワーポイント等の利用は許可します。プロジェクター及びスクリーンは市で用意しますが、それ以外の備品が必要な場合は各自で用意してください。なお、審査委員会での選考は非公開とします。また、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

10. 結果の公表

審査結果については、かすみがうら市ホームページで公表する予定です。

11. 契約の締結

本業務の委託先事業者に選定された事業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

12. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1)「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2)「企画提案書の提出方法」の提出期限までに書類が提出されなかった場合
- (3)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4)見積額が予算上限額を越えている場合
- (5)プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6)審査の公平性を害する行為があった場合
- (7)前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審議に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13. その他留意事項

- (1)このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (2)提出書類の提出後の修正又は変更はできない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、かすみがうら市が承諾したものについてはこの限りでない。
- (3)提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、かすみがうら市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、かすみがうら市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4)提出された書類は返却しない。

14. 問い合わせ先

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461
かすみがうら市 総務企画部 経営企画課
電話:0299-59-2111